

特定求職者雇用開発助成金 生涯現役コース



雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を、ハローワーク等の紹介により、1年以上継続して雇用することが確実な労働者(雇用保険の高年齢被保険者)として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

チェック項目

以下のすべてに該当する事業主

- ①雇用保険の適用事業主であること
- ②対象労働者をハローワーク等の紹介により、高年齢被保険者として雇い入れる事業主
- ③対象労働者を1年以上継続して雇用することが確実であると認められる事業主
- ④採用日前後6ヶ月間に、会社都合により離職させていない会社
- ⑤対象労働者の雇入れ日より前に生涯現役コースの支給決定がなされた者を、支給申請日の前日から過去3年間に、事業主の都合により解雇・雇止め等をしていないこと
- ⑥特定受給資格者となる離職理由の被保険者数が対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6%を超えていないこと
- ⑦対象労働者の出勤状況および賃金の支払い状況等を明らかにする書類を整備・保管し、審査に協力する事業主



助成額

()内は中小企業以外の企業に対する支給額です。

対象労働者の一週間の所定労働時間	支給額	支給対象期ごとの支給額
30時間以上 (短時間労働者以外)	70万円(60万円)	35万円(30万円) × 2期
20時間以上30時間未満(短時間労働者)	50万円(40万円)	25万円(20万円) × 2期

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が、支給対象期(6か月)ごとに支給されます。

支給までの流れ

- ① ハローワーク等からの紹介
- ② 対象者の雇入れ
- ③ 助成金の第1期支給申請
- ④ 支給申請書の内容の調査・確認
- ⑤ 支給・不支給決定
(申請事業主に通知書送付)
- ⑥ 助成金の支給

支給申請の手続き

モデルケース

- 美装(清掃)
- 従業員25名
- 65才の者を週5日×4時間
清掃パートとして採用



6ヶ月後
助成金申請!

25万円×2回申請!